

.....

CP MEMBERS CARD 特約

.....

第1条 (名称)

CP MEMBERS CARD (以下「本カード」といいます。)とは、株式会社 CP コスメティクス (以下「CP コスメティクス」といいます。)と株式会社ジャックス (以下「当社」といいます。)が提携して当社が発行するカードで、JCB カード機能を有します。

第2条 (本会員及び家族会員)

- 1.本会員とは、本特約及びジャックスカード会員規約を承諾のうえ、CP コスメティクスが指定する加盟店 (以下「各 CP サロン」といいます。)を通して当社に入会の申込みをされ、当社が入会を認めた日本国内に居住する方をいいます。
2. 家族会員(以下本会員と家族会員を総称して「会員」といいます。)とは、本会員が代理人として指定した家族で、本特約及びジャックスカード会員規約を承諾のうえ、当社に入会の申込みをされ、当社が認めた方をいいます。

第3条 (年会費)

- 1.本カードの年会費 (カード盗難保険料及び消費税を含みます。)は、入会初年度は無料とし、次年度より毎年当社所定の時期に当社所定の年会費を支払うものとします。
- 2.前項にかかわらず、前年度の会員のカードショッピングのご利用金額合計が5万円以上の場合は、次年度の年会費を無料とします。(なお、ご利用加盟店の事務処理上等の都合により、ご利用日が対象期間内であっても売上データ等が対象期間内に当社に到着しない場合は、前年度の利用と判定されず、次年度の利用と判定される場合があります。)
- 3.次年度以降の年会費については、前項と同様の対応とします。

第4条 (カードショッピングの支払金の支払方法)

- 1.(1)会員が本カードを各 CP サロンでご利用いただいた場合の支払方法は、翌月1回払・ボーナス1回払・残高スライド元利定額リボルビング払・ボーナス併用残高スライド元利定額リボルビング払のうちから会員がカード利用の際に指定した方法によるものとします。
(2)会員が翌月1回払・ボーナス1回払のいずれかを指定した場合の支払回数、支払期間、回数指定分割払手数料の利率等は別表1のとおりになります。
- 2.ボーナス1回払について
ボーナス1回払のお支払は別表2記載の利用期間に応じて会員が指定した月に一括してお支払いいただく方法となります

【別表1】

(a) 支払回数	1回	ボーナス1回
(b) 支払期間(ヶ月)	1	2~5
(c) 実質年率(%)	0.00	0.00
(d) 利用代金100円 当たりの回数指定 分割払手数料の額(円)	0.00	0.00

【別表2】

利用期間	支払月
3月26日~4月25日	6月・7月・8月
4月26日~5月25日	7月・8月
5月26日~6月25日	8月
8月26日~10月25日	12月

3.残高スライド元利定額リボルビング払について

会員が本カードで残高スライド元利定額リボルビング払を指定してカードショッピングをご利用された場合、

(1)毎月の弁済金(※1)の支払元利金は当社が設定した金額のうちから本会員又は当社が指定した金額とします。包括信用購入あっせんの手数料(※2)は毎月締切日のカードショッピングのリボルビング利用残高に対して1.40%を乗じた額とし、実質年率は16.80%となります。

(2)弁済金(※1)の額の具体的算定例は次のとおりです。

(例) 毎月の弁済金(※1)が10,000円の場合で、利用残高が100,000円のと看

●弁済金(※1) 10,000円

●包括信用購入あっせんの手数料(※2)

$100,000 \text{円} \times 16.80\% / 12 \text{ヶ月} = 1,400 \text{円}$

●支払元金 $10,000 \text{円} - 1,400 \text{円} = 8,600 \text{円}$

(3)会員の申出があり当社が承認した場合は、毎月のカードショッピングの弁済金(※1)の変更、翌月弁済金(※1)の増額支払いができるものとします。

(4)毎月の弁済金(※1)は、毎月締切日のカードショッピングのリボルビング利用残高に応じて、別表3のとおりになります。但し、当社が認めた場合には、月々の弁済金(※1)(お支払コース)は別表3と異なる場合があります。

【別表 3】

元利定額残高 スライド	月々の弁済金（お支払コース）				
リボルビング払い	3,000 円	5,000 円	7,000 円	10,000 円	20,000 円
	コース	コース	コース	コース	コース
締切日のご利用残高	(0195)	(0196)	(0197)	(0198)	(0194)
1 円～150,000 円	3,000 円	5,000 円	7,000 円	10,000 円	20,000 円
100,001 円～150,000 円	5,000 円	5,000 円	7,000 円	10,000 円	20,000 円
150,001 円～200,000 円	7,000 円	7,000 円	7,000 円	10,000 円	20,000 円
200,001 円～300,000 円	10,000 円	10,000 円	10,000 円	10,000 円	20,000 円
300,001 円～500,000 円	20,000 円	20,000 円	20,000 円	20,000 円	20,000 円
500,001 円～700,000 円	30,000 円	30,000 円	30,000 円	30,000 円	30,000 円

(5) ボーナス併用払

毎月の残高スライド元利定額リボルビング払と併せて、ボーナス月（夏期 6.7.8 月又は冬期 12 月）に月々の元利定額に 2.3.4.5 倍のいずれか本会員指定の倍率を乗じた額を加算してお支払いいただきます。

※ 1 カードショッピングのリボルビング払における月々の支払金額のとをいいます。

※ 2 カードショッピングのリボルビング払における手数料のことをいいます。

第 5 条（利用締切日・支払日）

各 CP サロンでカード利用されたショッピングのご利用代金は、毎月 25 日が締切日となり、当該代金は翌月の 27 日（金融機関が休業日にあたる場合は翌営業日）に指定口座から自動的に引き落としとなります。（毎月 26 日から末日までのショッピングご利用代金は翌々月の 27 日の支払いとなります）

第 6 条（CP ポイントプログラム）

1. CP ポイントの積立方法

本カードの以下に定めるショッピング利用に応じて CP ポイントを積み立てします。

(1) 各 CP サロンでの利用

a. 1 回払・ボーナス 1 回払での利用

1,000 円につき 4 ポイント積立

b. リボルビング払での利用

1,000 円につき 12 ポイント積立

(2) 各 CP サロン以外での利用

a. 1 回払・2 回払・ボーナス 1 回払での利用

1,000 円につき 2 ポイント積立

b. リボルビング払での利用

1,000 円につき 4 ポイント積立

c. 3 回払以上の分割払での利用

1,000 円につき 4 ポイント積立

但し、リボルビング払での利用で以下のア～ウに該当する場合には、本カードのショッピング利用に応じて、各 CP サロンでの利用で、1,000 円につき 4 ポイント積立、各 CP サロン以外での利用で、1,000 円につき 2 ポイント積立するものとします。

ア. リボ変更サービス利用前にポイントが付与されている場合。

イ. 請求確定後にリボ変更サービスを利用した場合。

ウ. 当社がポイント付与を行う際に、会員が新規カードショッピングのリボルビング払い利用代金合計金額の全額又は一部の期限前弁済をおこなっていた場合。

2. CP ポイントの積立有効期間

CP ポイントの有効期間は発生月より 12 ヶ月とします。発生から 13 ヶ月を経過した CP ポイントは順次消滅されるものとします。

3. CP ポイントの告知方法

CP ポイントは毎月の「カードご利用代金明細書」への表示をもって会員へ告知します。

4. CP ポイントの交換方法

CP ポイントが 1,000 ポイントに到達しましたら 1,000 円分の CP 専用デポジットに当社所定の申請方法により引換できるものとします。(1,000 ポイント単位での交換となります)

5. CP 専用デポジット交換の告知方法

CP 専用デポジットに交換された月の「カードご利用代金明細書」への表示をもって会員へ告知します。また、CP 専用デポジットに交換された月に「カードご利用代金明細書」が発行されない会員へは、ハガキをもって会員へ告知します。

6. CP 専用デポジットの行使方法

各 CP サロンでの本カードによるショッピング代金から CP 専用デポジット分を差し引いて請求することをもって行使とします。

(例) 1,000 CP 専用デポジットを保有している会員が CP サロンで 30,000 円の商品を 1 回払で購入した場合

翌月の請求金額…30,000 円 - 1,000 円 = 29,000 円

7. CP 専用デポジットの有効期間

CP 専用デポジットは「カードご利用代金明細書」に表示された月から 3 ヶ月間有効となります。4 ヶ月を経過すると CP 専用デポジットの行使権利が消失します。

(例) 6 年度の「カードご利用代金明細書」もしくは「ハガキ」にて CP 専用デポジット付与の場合

7 月 1 日～9 月末日までの各 CP サロンで利用したショッピング代金に対して請求書値引きを実行 (10 1 日以降の利用分に関しては請求書値引きの権利は消失します)

第 7 条 (適用)

本特約に定めのない事項については、ジャックスカード会員規約によるものとし、本特約とジャックスカード会員規約が重複する規定については、本特約が優先されます。